

## 【イギリス】精神保健施設における患者の拘束等に関する法律

海外立法情報課 芦田 淳

\* 2018年11月、精神保健施設における力の行使（患者の拘束等）に関して、当該施設の責任、記録の保存及び統計や年次報告の公表等について定めた法律が制定された。

### 1 制定の経緯等

2018年11月、精神保健施設における力の行使（患者の拘束等）について定めた2018年精神保健施設（力の行使）法<sup>1</sup>（以下「2018年法」）が制定された。この法律は、2010年、家族により精神疾患の疑いがあるとして精神保健施設に入院させられた黒人男性が、複数の警察官による拘束の結果、死亡した事故を背景としている。同法は、全17か条から成る。

### 2 2018年法の内容

#### (1) 主要な用語の定義（第1条）

2018年法に定める「精神保健施設」とは、国民保健サービス（National Health Service: NHS）<sup>2</sup>に属する病院で、精神疾患のために入院した患者に治療を提供するものである。ただし、NHSに属さない病院でも、精神疾患のために入院した患者に対する治療の少なくとも一部がNHSのサービスとして提供されるか、提供されることを意図している場合には、当該施設に含まれる。

「患者」とは、精神疾患の治療又は診察の目的で精神保健施設にいる者である。

「力の行使」とは、患者に対する身体、機器若しくは薬品を用いた拘束の行使又は患者の隔離である。

#### (2) 精神保健施設の責任（第2条～第5条）

##### (a) 責任者の任命

精神保健施設を運営する医療機関は、当該施設の責任者（以下「責任者」）を任命する義務を負う。責任者は、同機関によって雇用され、かつ、適切な勤務年数の者でなければならない。また、医療機関が複数の精神保健施設を運営している場合、全施設に関して同じ責任者を任命しなければならない。

##### (b) 力の行使に関する方針の公表等

責任者は、当該施設の職員による力の行使（以下「力の行使」）に関する方針（policy）の公表、方針に対する適宜の見直し、当該見直しの公表の義務を負う。また、当該方針は、同一の医療機関により運営されている全ての精神保健施設において同一でなければならない。力の行使を減少させるための措置を定めなければならない。

##### (c) 患者等への情報提供

責任者は、力の行使に関連して、患者と、責任者が患者に関する情報を提供することが適切であると考える者（例えば、家族）に対して、患者の権利についての情報を提供する義務を負う。当該情報には、例えば、力の行使について苦情を述べる方法の詳細が含まれる。また、責

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年1月10日である。

<sup>1</sup> Mental Health Units (Use of Force) Act 2018 c.27. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/27/enacted>>

<sup>2</sup> 国民保健サービス（NHS）とは、税財源による原則無料の国営医療サービスである。その詳細に関しては、厚生労働省「2017年 海外情勢報告」p.233. <<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/18/dl/t3-08.pdf>> を参照。

任者には、患者が確実に情報を認識し理解するための手順を踏むこと、情報に対する適宜の見直し、当該見直しの内容の公表が求められている。

#### (d) 職員の教育

責任者は、適切な力の行使に関して、職員に教育を行わなければならない。当該教育に含まなければならない項目は、力の行使を回避又は減少させるための技術、力の行使に伴う危険性、患者の心身の健康及び発達に対する力の行使の影響、力の行使に伴う主な法的又は倫理的な問題等である。

### (3) 報告（第6条～第8条）

#### (a) 記録の保存

責任者は、力の行使の記録を作成し、作成から3年間保存しなければならない。ただし、力の行使が「無視できる」程度の場合、記録の保存を免除される。「無視できる」程度か否かは、国務大臣の公表する指針に従って判断される。

#### (b) 統計及び年次報告の公表

精神保健施設は、力の行使に関する年次統計を公表することとし、当該統計は、力の行使の場所及び日時、力の行使の種類、患者の関連する特徴、患者が学習障害又は自閉症スペクトラム障害であるか否か、力の行使の結果として患者が死亡又は重傷となったか否かという項目を含むものとする。

国務大臣は、力の行使による患者の死亡に関する報告書の審査を行い、当該審査の結果を含む年次報告を公表しなければならない。

### (4) 死亡又は重大な障害に関する調査（第9条）

精神保健施設で患者が死亡したか又は重大な障害を負った場合、責任者は、NHSの公的監査機関等によって公表された死亡等の調査に関する指針に従わなければならない。

### (5) 責任者の職務の委任（第10条）

責任者は、2018年法に基づく自身の職務を、適切な者（精神保健施設を運営する医療機関によって雇用され、かつ、適切な勤務年数の者）に委任することができる。ただし、職務の委任は、当該職務の遂行に関する責任者の責任に影響を与えない。また、いかなる職務の委任も、責任者がその職務を遂行することを妨げない。

### (6) 2018年法の下での職務に関する指針（第11条）

国務大臣は、責任者及び関連医療機関による職務の遂行に関する指針を公表しなければならない。当該指針は、責任者又は関連医療機関が2018年法に基づいて職務を遂行する際、尊重されなければならない。また、国務大臣は、当該指針に対する適宜の見直しを行う義務を負う。

### (7) 警察官のボディカメラによる記録（第12条）

警察官は、精神保健施設の職員を補助するため当該施設に向かう際、合理的に可能な場合は、ボディカメラを装着しなければならない。また、その際、合理的に可能な場合は、精神保健施設にいる間、当該カメラを作動させておかななければならない。

### (8) 経過規定等（第13条～第17条）

このほか、経過規定や、用語の解釈、財源、委任による規則制定等に関する規定が設けられている。

#### 参考文献

- *Explanatory Notes, Mental Health Units (Use of Force) Bill*. <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/lbill/2017-2019/0120/18120en.pdf>>